

改正

平成27年2月16日告示第13号

平成30年1月26日告示第11号

郡上市障害者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の雇用機会の拡大を図るため、障害者を雇用する事業者に対し、郡上市障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者で、国の特定就職困難者雇用開発助成金（以下「雇用開発助成金」）の対象となるものをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

(1) 雇用開発助成金の交付を受けている事業者で、当該助成金の支給期間満了後も当該助成対象障害者（市内に住所を有する者に限る。次項において同じ。）を、市内の事業所において引き続き同条件で雇用する事業者であること。

(2) 市税を滞納していない事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、当該助成対象障害者を雇用することにより、郡上市雇用拡大支援奨励金の交付を受ける事業者は、当該助成対象障害者を対象とした本奨励金の交付対象者から除く。

(対象期間)

第4条 奨励金の交付の対象となる期間は、雇用した障害者に係る雇用開発助成金の支給対象期間の末日の属する月の翌月から起算して12月とする。

2 雇い入れた障害者が、交付対象期間中に退職したときは、退職した日の属する月の前月（退職した日が16日以後のときは、当該退職した日の属する月）までの期間を交付対象期間とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、交付対象となる障害者1人につき1月当たり2万円とする。ただし、12月を上限とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者に係る雇用開発助成金の支給期間の満了後、引き続き同条件で雇用して12月経過する月（年度を超える場合は年度末の月）に障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 障害者手帳等の写し（障害者であることを証するもの）

(2) 障害者の住民票の写し（申請日の3月以内に発行されたもの）

(3) 雇用契約書又は雇入れ通知書の写し

(4) 出勤簿等の写し

(5) 賃金台帳等の写し

(6) 特定就職困難者雇用開発助成金支給決定通知書（末期分）の写し

(7) 事業所の登記簿謄本等の写し（事業所の概要が確認できるもの）

(8) 事業者の市税完納証明書（個人経営者の場合は、事業主個人の市税完納証明書）

(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、奨励金を交付すべきものと認めるときは、障害者雇用奨励金交付決定通知書（様式第2号）により奨励金の交付決定を申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の規定により通知を受けた者は、速やかに障害者雇用奨励金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、障害者雇用奨励金返還命令書（様式第4号）により交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、当該奨励金の返還を免除することができる。

- （1） この告示に違反したとき。
- （2） 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- （3） 市長が特に適当でないと認めるとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日以前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月16日告示第13号）

この告示は、平成27年2月16日から施行する。

附 則（平成30年1月26日告示第11号）

この告示は、平成30年1月26日から施行する。